

令和7年度

地域密着型サービス事業所（認知症対応型共同生活介護）

整備（令和9年度開設）事業者

公募要項

令和8年1月

葉山町福祉部福祉課

1 公募の趣旨

葉山町では、「第9期 葉山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～8年度）」（以下「第9期計画」という。）に基づき、地域密着型サービスの計画的な整備を進めています。

本公募は、整備予定の（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所について第9期計画に基づき、指定予定事業者を選定するために実施するものです。

2 募集内容

(1) サービス種別

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者

(2) 整備数

1施設 定員9人×2ユニット

(3) 募集区域

葉山町内全域

(4) 公募スケジュール

| | |
|-----------------------------------|--|
| ①情報公開 | 令和8年1月6日（火） |
| ②事前相談・質問期間 | 令和8年1月6日（火）～ 令和8年1月16日（金） ※受付時間は、土日祝日を除く、9時～12時、13時～17時です。 ※事前相談は必ず事前に電話予約の上、ご来庁ください。 ※事前相談後の質問はメールまたはFAXでも可能です。 ^{*1} 質問票 |
| ③募集期間 ^{*2} 提出書類一覧 | 令和8年1月19日（月）～ 令和8年1月30日（金） ※受付時間は、土日祝日を除く、9時～12時、13時～17時です。 ※事前相談後、必ず事前に電話予約の上、書類を持参してください。 |
| ③書類審査・ヒアリング | 令和8年2月（予定） |
| ④開設予定事業者の決定・公表 | 令和8年3月（予定） |

書類提出先：福祉課介護高齢係 和田・中込

電話 046（876）1111 内線233

(5) 整備スケジュール（予定）

令和8年1月 公募
3月 事業者内定
7月 補助金申請
9月 着工
～ 竣工

令和9年度中に事業開始

※上記スケジュールは、若干変更の場合があります。

※工事業者の選定に係る入札等は、神奈川県補助金交付決定後が原則となりますので、ご注意ください。

(5) 基本的な考え方

事業計画書は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者として適切な運営を見据えて立案をする必要があります。

特に地域密着型サービス事業の理念に基づき、地域住民が可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続することができるよう、地域に開かれた運営をするようにしてください。

なお、設備に関しては、事業計画書を提出する段階で、指定（介護予防）地域密着型サービス事業所指定基準や建築基準法等関係法規以外にも高齢者の安全の確保や職員の適切な介護サービスの提供について配慮してください。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）

第 3 条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第 6 2 条 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、**家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。**

3 応募資格

本公募に応募できる事業者は、次の（1）から（5）までの項目を全て満たしている必要があります。

- (1) 法人格を有し、整備事業の運営を直接行う事業者であること。
- (2) 介護保険法及び関連する省令等に定められた指定基準やその他関係法令を満たしていること。
（または事業開始までに満たすことが確実であること。）
- (3) 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）及び同法第 115 条の 12 第 2 項各号（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- (4) 事業を実施するにあたり、長期的な運営を行うことができること。
- (5) 事業を実施するにあたり、土地、建物を確実に確保できる見込みであること。

4 提出書類

応募しようとする法人は、葉山町ホームページより様式等ダウンロードし、提出すること。

| | |
|------|-------------------|
| 様式 1 | 応募申込書 |
| 様式 2 | 事業計画書 |
| 様式 3 | 事業内容企画書 |
| 様式 4 | 資金計画書 |
| 様式 5 | 収支計画書 |
| | 申請者の定款及びその登記事項証明書 |
| | 法人登記簿謄本 |
| | 当該申請に係る資産の状況 |
| | 指導監査の状況報告 |
| | 残高証明書 |
| | 開設までのスケジュール |
| | 事業所の案内図・配置図・平面図等 |
| | その他必要書類 |

5 施設整備等に係る補助金について（予定）

指定予定事業所の施設整備等に係る経費については、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金を活用し、町が補助金を交付する予定ですが、現時点では補助制度の詳細が確定していないため、選定をもって補助金の交付を保証するものではありません。

【例：令和7年度実績】

- （1）地域密着型サービス等整備助成事業（建物整備に対する補助） 39,600 千円以内
- （2）施設開設準備経費等支援事業（開設に必要な備品等の補助） 7,912 千円以内

6 選定方法

審査は、選定委員会において、提出書類及びヒアリングの内容について、審査・評価した結果をもとに、町長が選定します。

7 その他

- （1）応募された法人は、応募関係書類の提出をもって応募条件等の募集要項の内容を承諾したものとみなします。
- （2）応募関係書類の提出に要する経費については、選定結果にかかわらず、葉山町は一切負担いたしません。
- （3）選定は、介護保険法上の指定及び老人福祉法上の認可を確約しているものではありません。
- （4）選定法人は、選定後、葉山町との協議が必要となります。